

守れていますか？

“屋外広告物”のルール

彦根市屋外広告物条例について

彦根市内において屋外広告物を表示または掲出物件を設置する場合は、彦根市屋外広告物条例に基づき設置する地域や広告物の種類などによって、**あらかじめ許可を受ける必要があります。**

許可の必要な屋外広告物が未手続の場合は、違反広告物に該当しますので、すみやかに「許可申請」の手続きをお願いします。ご相談は、下記問い合わせ先までお願いします。

許可の期間は、広告物の種類によって最大3年以内に規定されており、それ以降も継続して表示または掲出する場合は、安全点検をした上で、期間終了の10日前までに「継続許可申請」の手続きが必要です。

また、許可を受けた屋外広告物を改装または改造する場合は、施工前に「変更許可申請」の手続きが必要となります。

なお、上記の許可（新規・継続・変更）を受ける場合、屋外広告物の種類・大きさ・個数に応じて、彦根市屋外広告物許可手数料条例に基づき、手数料が必要となります。



許可基準について

彦根市HP上に制度をわかりやすくまとめた「彦根市屋外広告物ガイドライン」を掲載しています。また、下記問い合わせ先でも、冊子を配布しています。

なお、許可対象の屋外広告物には、**大きさ（高さ・面積）や色彩など、個別の制限がありますので、屋外広告物の設置を計画する段階であらかじめご確認ください。**

良好なまちなみを目指して

わかりやすく情報が整理され、洗練されたデザインの屋外広告物は高い宣伝効果を有します。目立たせようと派手な色彩や過剰な大きさや個数の屋外広告物にするのではなく、設置する地域の特徴をよく理解したうえで意匠や形態を計画してください。

適切に許可申請手続きが行われなかった場合

屋外広告業に携わる皆さまにおかれましては、事業主（広告主）に上記の事柄についてご説明いただき、適切に許可申請手続きを経て、屋外広告物の施工に取り掛かってください。

なお、無許可で屋外広告物を設置していることが確認された場合は、県登録機関へ通報します。違反広告物に対しては、措置命令や罰則規定の対象となりますので、必ず許可申請手続きを行ってください。

- 彦根市HPから本制度についてご覧になれます。

トップページ

→「事業者の方へ」

→「景観まちなみ」

→「屋外広告物」



【問い合わせ先】

〒522-8501 彦根市元町4番2号

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

TEL 0749-30-6148 ・ FAX 0749-24-8517

E-mail keikan@ma.city.hikone.shiga.jp